### 自動車運送業分野特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、自動車運送業分野特定技能協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定 技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及 び必要な措置を講ずることを目的とする。

### (活動内容)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
  - 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
  - 三 特定技能所属機関及び登録支援機関(以下「特定技能所属機関等」という。) に対する法 令順守の啓発及び指導
  - 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討)
  - 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
  - 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
  - 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。)
  - 八 自動車運送業分野における生産性向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
  - 九 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

### (構成員)

- 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。
  - 一 有識者
  - 二 自動車運送業分野に係る特定技能所属機関
  - 三 自動車運送業分野に係る登録支援機関
  - 四 自動車運送業事業者団体
  - 五 試験実施機関
  - 六 警察庁
  - 七 法務省
  - 八 外務省
  - 九 厚生労働省

- 十 国土交通省
- 2 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。
- 3 構成員のうち、特定技能所属機関等は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
  - 一 特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
  - 二 出入国管理及び難民認定法その他関係法令を遵守すること。
  - 三 他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き又はその幇助を行わないこと。
  - 四 看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請に従うこと。
  - 五 適正な業務遂行に疑義のある特定技能外国人を適切に指導・監督すること。
  - 六 協議会の定める届出を適切に実施すること。
  - 七 協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施すること。
  - 八 円滑な運転免許取得に向けた対応を実施すること。

### (協議会の招集)

- 第5条 協議会は、必要に応じ、事務局が招集することにより、開催する。
- 2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。
- 3 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

# (決議)

- 第6条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請、その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。
- 2 前項の場合において、有効投票数は、構成員の過半数でなければならない。

## (幹事会)

- 第7条 協議会に、協議会の運営方針や活動計画について審議を行うことを目的として、幹事 会を置くことができる。
- 2 幹事会は、次に掲げる構成員をもって組織する。
  - 一 有識者
  - 二 自動車運送業事業者団体
  - 三 試験実施機関
  - 四 国土交通省
- 3 第5条の規定は、幹事会の会議に準用する。

### (分科会)

第8条 協議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置くことができる。これらの分科会事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
トラック分科会	第3条に規定する活動内容(トラック運送
	業に限る。)
タクシー分科会	第3条に規定する活動内容(タクシー運送
	業に限る。)
バス分科会	第3条に規定する活動内容(バス運送業に
	限る。)

2 第5条の規定は、分科会の会議に準用する。

### (事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室、貨物 流通事業課及び旅客課が行う。

## (入会、退会等)

- 第10条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関等は、事務局の定める方法により、 届出を行うものとする。
- 2 特定技能所属機関等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある 場合、事務局の定める方法により、変更の届出を行うものとする。
- 3 事務局は、第1項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面に て回答するものとする。
- 4 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該 特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。
- 5 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能 所属機関等は、事務局が定める方法により、届出を行うものとする。
- 6 事務局は、第4条第3項に規定する遵守事項に従わない特定技能所属機関等の退会を決定 することができるものとする。

#### (雑則)

- 第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。
- 2 協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行 わない。

## 附則

この規約は、令和7年1月17日より施行する。